

塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

【令和2年度改定版】

塩尻市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の対象範囲	
4 計画の期間	
5 対象とする温室効果ガス	
第2章 塩尻市の地球温暖化対策への取り組み	2
第3章 温室効果ガス排出量の現状	3
1 温室効果ガス（二酸化炭素・CO ₂ ）排出量の算定方法	
2 二酸化炭素の排出状況	
第4章 温室効果ガスの削減目標	5
第5章 目標達成に向けた取り組み	6
○ 項目1 市民・事業者の活動促進	
○ 項目2 再生可能エネルギーの利用促進	
○ 項目3 循環型社会の形成	
○ 項目4 地域環境の整備及び改善	

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

塩尻市から排出される温室効果ガスを削減するため、市民・事業所・市の各主体がそれぞれの役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく計画で、塩尻市環境基本計画における地球温暖化対策を具体的に推進していくための計画です。

3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、塩尻市全域とします。

4 計画の期間

本計画の基準年度を2013年度とし、計画期間は、第二次塩尻市環境基本計画と整合を図るため、2023年度を目標年度とします。

5 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた7種類のガスがありますが、本計画では、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素を対象とします。

温室効果ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼により排出 全温室効果ガスの90%以上を占め、温暖化の影響大
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等、農業部門等から排出
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや家畜のふん尿等、農業部門等から排出
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤等に使用（冷媒におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴い、排出量が増加している）
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品の不活性液体等として使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用として使用
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体等製造用として使用

第2章 塩尻市の地球温暖化対策への取り組み

本市では、2002年にISO14001の認証を取得し、積極的に環境改善活動や環境負荷低減活動に取り組んでいます。

ISO14001による取り組みを着実に実施していくことは、日常業務活動の中で、率先的に環境に配慮した行動を実践することにつながり、地球環境保全への意識向上が図られるとともに、本市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスを削減していくための有効な手段と考えられます。

市民向けの取り組みとしては、住宅用省エネルギー設備設置費補助金事業や薪・ペレットストーブ等の設置補助金事業による、省資源・省エネルギーの有効活用や、環境訪問出前講座や市内小学生の児童対象に「しおじりの環境ワークブック」の配布等による地球温暖化防止に関する啓発や情報提供を行ってきました。

また、事業所向けの取り組みとしては、「塩尻環境スタンダード」による環境マネジメントシステムを導入し、環境改善活動や環境負荷の低減活動の推進や、ISO14001、エコアクション21等の認証取得の際に補助金を交付する等の支援を行ってきました。

このように、市・市民・事業所が一体となり、市域全体から排出される温室効果ガスの削減に向け、今後も取り組みを推進していきます。

第3章 温室効果ガス排出量の現状

1 温室効果ガス（二酸化炭素・CO₂）排出量の算定方法

本実行計画では、市域における二酸化炭素排出量を「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル 算定手法編 Ver1.0」（環境省・2017年3月発行）で示された方法で推計しています。

分野・部門		算定式	出典資料
エネルギー消費	産業部門	製造業 長野県製造業の炭素排出量 × 製造品出荷額比率 × ^{※1} 44/12 (排出される CO ₂ は製造業の製造品出荷額に比例すると仮定 ^{※2})	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計 (経済産業省)
		建設業・鉱業 長野県建設業・鉱業の炭素排出量 × 従業者数比率 × ^{※1} 44/12 (排出される CO ₂ は建設業・鉱業の従業者数に比例すると仮定 ^{※2})	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・経済センサス基礎調査 (総務省)
		農林水産業 長野県農林水産業の炭素排出量 × 従業者数比率 × ^{※1} 44/12 (排出される CO ₂ は農林水産業の従業者数に比例すると仮定 ^{※2})	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・経済センサス基礎調査 (総務省)
	業務その他部門	長野県業務部門の炭素排出量 × 従業者数比率 × ^{※1} 44/12 (排出される CO ₂ は業務その他部門の従業者数に比例すると仮定 ^{※2})	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・経済センサス基礎調査 (総務省)
	家庭部門	長野県家庭部門の炭素排出量 × 世帯数比率 × ^{※1} 44/12 (排出される CO ₂ は世帯数に比例すると仮定 ^{※2})	・都道府県別エネルギー消費統計 (経済産業省) ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (総務省)
	運輸部門	自動車 全国自動車種別の炭素排出量 (乗用車・バス・貨物自動車) × 保有台数比率 × ^{※1} 44/12 (排出される CO ₂ は自動車の保有台数に比例すると仮定 ^{※2})	・総合エネルギー統計 (経済産業省) ・自動車保有台数統計データ (自動車検査登録情報協会) ・長野県 市町村別自動車保有台数 (北陸信越運輸局長野運輸支局)
	鉄道 全国鉄道の炭素排出量 × 人口比率 × ^{※1} 44/12 (排出される CO ₂ は人口に比例すると仮定 ^{※2})	・総合エネルギー統計 (経済産業省) ・住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数 (総務省)	
廃棄物(ごみ)	一般廃棄物(ごみ)の焼却 一般廃棄物焼却量(乾燥重量) × プラ類の割合 × 廃プラの排出係数 + 一般廃棄物焼却量(乾燥重量) × 合成繊維の割合 × 合成繊維の排出係数 (排出される CO ₂ は一般廃棄物焼却施設で焼却される、廃プラスチック及び合成繊維の量に対して排出係数を乗じて把握)	・一般廃棄物処理実態調査 (環境省)	

※1 算定式では、炭素換算で表記された値を二酸化炭素換算表記に変えるために、分子量（二酸化炭素は44、炭素は12）の比「44/12」を乗じています。

※2 本市では、市内のエネルギー消費データを把握することができないため、長野県全体のデータから按分することにより、排出量を推計しています。このため、実態を反映しづらく、排出量推計精度が粗くなります。

2 二酸化炭素の排出状況

本市の 2017 年度の二酸化炭素排出量推計値は、779,004 t-CO₂でした。基準年度である 2013 年度と比較すると、4.5%の増加となっています。

部門別では、産業部門が最も多く 53.1%、次に運輸部門 18.9%、家庭部門 15.2%となっています。

なお、算定に使用する数値が遅れて公表されるため、3 年前までの排出量を算定しています。

表 二酸化炭素の部門別排出量と増減率

		(基準年) 2013 年度	2017 年度	増減率 (2013 年度比)
産業部門	製造業	345,115 t-CO ₂	407,591 t-CO ₂	18.1 %
	建設業・鉱業	5,146 t-CO ₂	5,066 t-CO ₂	▲1.6 %
	農林水産業	834 t-CO ₂	653 t-CO ₂	▲21.7 %
	小計	351,095 t-CO ₂	413,311 t-CO ₂	17.7 %
業務その他部門		105,392 t-CO ₂	91,448 t-CO ₂	▲13.2 %
家庭部門		126,510 t-CO ₂	118,695 t-CO ₂	▲6.2 %
運輸部門	自動車	149,048 t-CO ₂	142,916 t-CO ₂	▲4.1 %
	鉄道	5,265 t-CO ₂	4,615 t-CO ₂	▲12.4 %
	小計	154,313 t-CO ₂	147,530 t-CO ₂	▲4.4 %
廃棄物部門		8,165 t-CO ₂	8,020 t-CO ₂	▲1.8 %
合 計		745,474 t-CO ₂	779,004 t-CO ₂	4.5 %

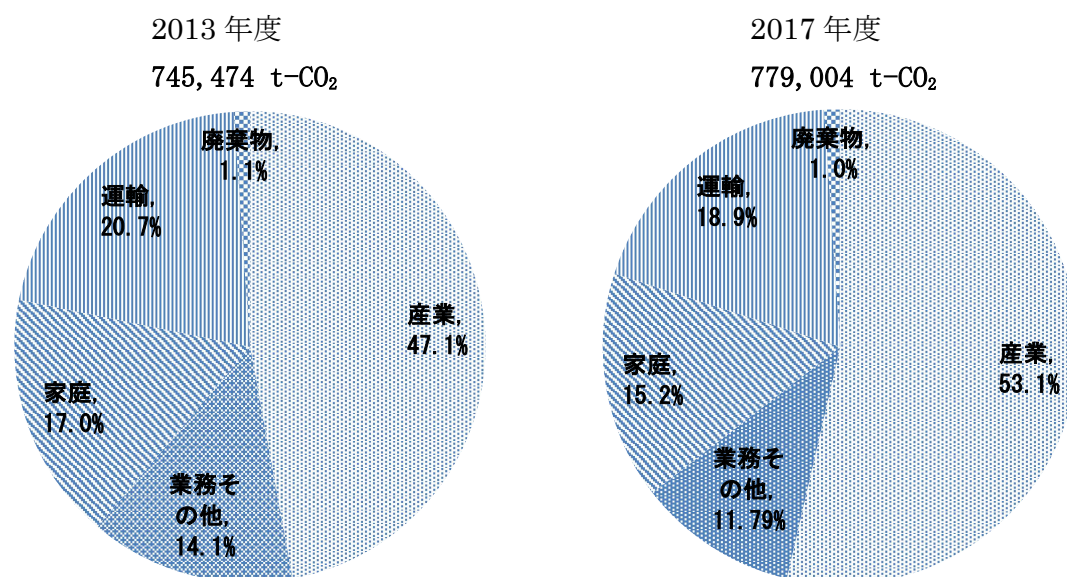


図 部門別の排出量割合

第4章 温室効果ガスの削減目標

国は、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2030年度における温室効果ガスの排出抑制・吸収量の間目標値として2013年度比で26.0%削減とし、長期的な目標として、2050年度までに80%の温室効果ガス排出削減を目指すとしています。

また、長野県は、2013年2月に「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」を策定し、1990年度比短期目標：2020年度で10%削減、中期目標：2030年度で30%削減、長期目標：2050年度で80%の温室効果ガス排出削減を目指すとしています。

本計画における削減目標については、国や県が示した削減目標をふまえ次のとおりとします。目標値については国や県の動向を勘案しながら、随時見直しを図ります。

なお、本市では、県の「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」及び「気候非常事態宣言-2050ゼロカーボンへの決意-」に賛同しており、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向け、取り組みを強化していきます。

■二酸化炭素削減目標（2013年度比）

短期目標 2023年度までに18.0%削減

中期目標 2030年度までに26.0%削減

長期目標 2050年度までに80.0%削減

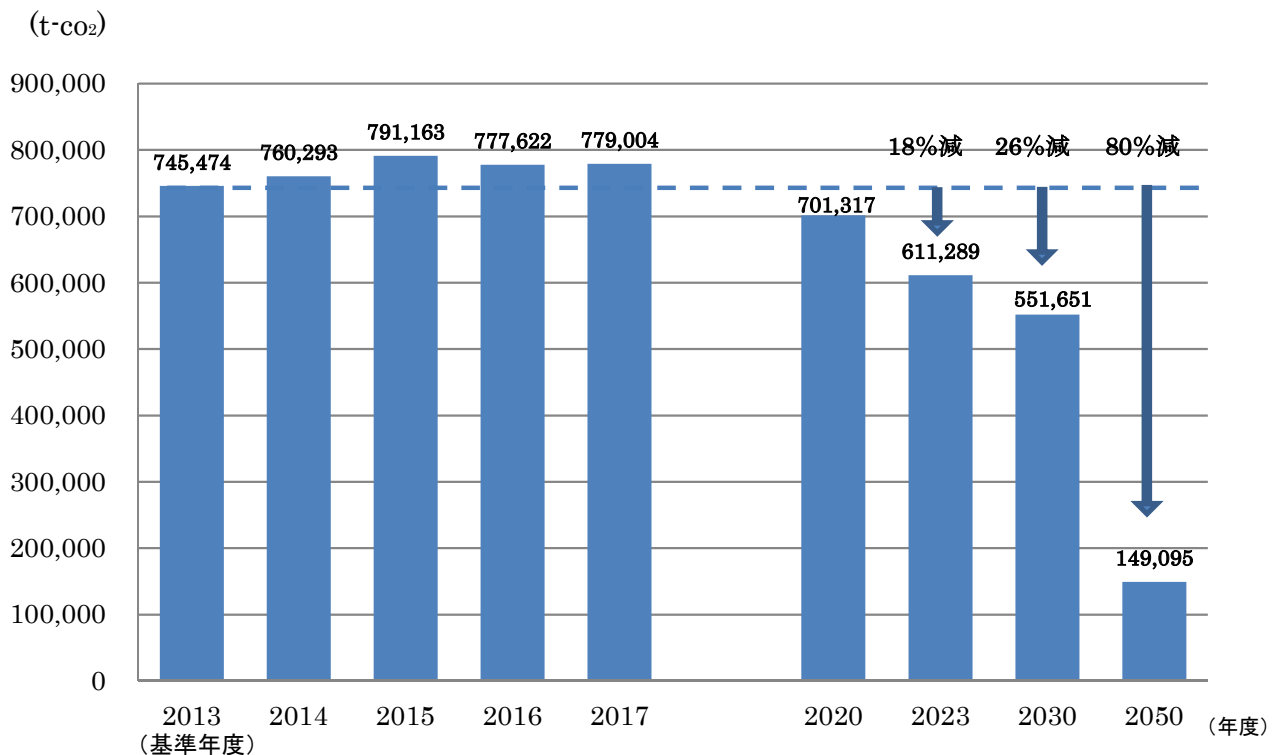


図 塩尻市の二酸化炭素排出量推移

第5章 目標達成に向けた取り組み

温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標を達成するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている4項目を柱として、地球温暖化防止に向けた取り組みを進めていきます。

項目1 市民・事業者の活動促進

私たちの生活や仕事は、効率化や便利さを追求してきたことから、冷暖房やIT機器、大型化した電化製品の普及等により、大量にエネルギーを使用しています。

そのため、エネルギーを効率よく使う省エネへの取り組みが非常に重要です。温室効果ガスの排出量が少ない製品を選ぶことやライフスタイルの見直し等、省エネ活動を推進していく必要があります。

また、市民、事業者及び環境保全団体等との協働による環境啓発活動や、次世代を担う子供たちへの環境教育を推進していきます。

■市の具体的な取り組み

- ・環境マネジメントシステム「ISO14001」を運用し、省資源・省エネルギーの取り組みを推進します。
- ・保育園や学校等において、子どもへの環境学習を実施します。
- ・信州気候変動適応センター等の情報を活用し、地球温暖化防止に関する取り組みの情報提供や普及啓発を行います。
- ・公共施設の新築時や改築時に、建物の高断熱化、設備機器の高効率化を推進します。
- ・クリーン塩尻パートナー制度による環境活動を推進します。

■市民に期待する取り組み

- ・環境負荷の少ない製品を購入します。
- ・節電や消費電力のピークシフトに協力します。
- ・住宅の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入を検討します。
- ・自動車を運転する際はエコドライブを心がけます。
- ・公共交通機関や自転車の利用など、環境負荷の少ない移動を心がけます。

■事業者に期待される取り組み

- ・ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムを活用し省資源・省エネルギーを実践します。
- ・高効率機器の導入等により、施設設備の省エネルギー化を推進します。
- ・グリーン購入等、環境負荷の少ない製品の導入、購入に努めます。
- ・自動車の運転はエコドライブを心掛け、効率的な輸送配送方法に配慮します。

項目2 再生可能エネルギーの利用促進

本市では、日照時間が長い特性を生かし、太陽光発電設備に対する補助や公共施設への太陽光発電設備設置等、太陽光発電を中心に活用策を進めてきました。

現在、産学官連携体制の下、森林の再生や林業・木材産業の振興を図る「信州 F・POWER プロジェクト」により、木質バイオマス発電等の事業が推進されています。これを契機に、家庭や事業所等における木質バイオマスエネルギーの更なる利活用を推進しています。

加えて、木質バイオマス以外の再生可能エネルギーの利活用を促進する必要があります。

■市の具体的な取組み

- ・一般住宅、事業所の木質バイオマスの利用を推進します。
- ・公共施設への太陽光発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進します。
- ・「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」を周知し、太陽エネルギーの活用を推進します。
- ・「信州屋根ソーラー太陽光発電設備等共同購入事業」による、太陽光パネルや蓄電池の普及拡大を図ります。
- ・事業者による太陽光発電設備の設置については、「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」に基づき、適切な指導を行います。

■市民に期待する取組み

- ・木質バイオマス、太陽光等の再生可能エネルギーの活用を進めます。
- ・再生可能エネルギーを活用する家庭用蓄電池等の設備の導入を検討します。

■事業者に期待される取組み

- ・木質バイオマス、太陽光等の再生可能エネルギーの活用を進めます。
- ・太陽光発電設備の設置については、「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」に基づき、地域環境や自然環境に配慮します。

項目3 循環型社会の形成

限りある天然資源を適正かつ有効に使用するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組み、社会・経済活動による環境負荷を低減し、持続可能な社会をつくることが求められています。

本市では環境負荷を減らすため、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R及び適正利用を推進し、森林資源等の地域内循環の取り組み、海洋プラスチックごみ問題への取り組みを進めていきます。

■市の具体的な取組み

- ・分別の徹底と適切な排出を啓発します。
- ・生ごみの発生抑制について啓発します。
- ・家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。
- ・ごみ焼却灰の再生利用を推進します。

- ・陶磁器製食器等の回収やリユースを推進します。
- ・給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。
- ・地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
- ・信州プラスチック・スマート運動やレジ袋削減県民スクラム運動と連携し、市内のプラスチックの削減啓発を行います。

■市民に期待する取組み

- ・ごみを資源物と可燃物に適正分別します。
- ・食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に取り組みます。
- ・マイバックの活用や簡易包装を選択し、ごみの減量に努めます。
- ・リユース、リサイクル活動に積極的に参加します。

■事業者に期待される取組み

- ・ごみを資源物と可燃物に適正分別します。
- ・梱包・包装の簡素化を進め、ごみの発生を抑制します。
- ・食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に協力します。
- ・環境にやさしく、リサイクルしやすい製品の開発や製造販売に努めます。

項目4 地域環境の整備及び改善

温室効果ガスの排出量を削減するためには、各個人による取り組みだけではなく、低炭素で持続可能な循環型のまちづくりが必要となります。前項で述べた循環型社会の形成のほか、地域の自然、人々の暮らし、経済活動と調和を図りながら、市民・事業者・市の協働の下、快適でうるおいあるまちづくりを進める必要があります。

■市の具体的な取組み

- ・公共施設や住宅における県産材の利用を促進します。
- ・学校給食での塩尻産農作物の使用等により、地元で生産されたものを地元で消費する地産地消を進めます。
- ・農地パトロールや農地流動化を促進します。
- ・空き家バンク制度等により、空き家解消を図ります。

■市民に期待する取組み

- ・木製品や農作物の地産地消を心がけます。
- ・二酸化炭素の吸収源となる身近な緑を守り、増やします。
- ・公共交通機関や自転車の利用等、環境負荷の少ない移動を心がけます。

■事業者に期待される取組み

- ・二酸化炭素の吸収源となる緑の保持や緑化の促進に協力します。
- ・周辺環境との調和を図り、環境の保持に努めます。

塩尻市役所地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和3年3月発行

発行／塩尻市

編集／塩尻市市民生活事業部生活環境課

〒399-0786 塩尻市大門七番町3番3号

電話：0263-52-0744（直通）